

第2回墨田区介護保険事業運営協議会 議事要旨

日 時 平成27年7月27日(月) 午後1時30分から(午後3時40分終了)
場 所 区役所12階 123会議室

1. 開会
2. 墨田区高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画
平成26年度事業実績・平成27年度事業計画【資料1】【資料2】【資料3】
3. 墨田区介護保険事業の現況と推移(平成24年度～26年度)【資料4】【資料5】
4. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業【資料6】
5. (仮称)介護の日記念行事【資料7】
6. 報告事項
 - (1) 第1回介護保険事業運営協議会サービス部会の報告【資料8】【資料9】
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の実態把握
 - (2) 第1回介護保険地域密着型サービス運営委員会報告【資料10】
7. 閉会

【配布資料】

- 【資料1】 墨田区高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画
- 【資料2】 墨田区高齢者福祉総合計画・第5期介護保険事業計画 平成26年度事業実績
- 【資料3】 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画 平成27年度事業計画
- 【資料4】 墨田区介護保険事業の現況及と推移(平成24～26年度)
- 【資料5】 第2号被保険者の利用状況等
- 【資料6】 墨田区 介護予防・日常生活支援総合事業 大綱(案)
- 【資料7】 (仮称)介護の日記念行事の実施について
- 【資料8】 第1回介護保険事業運営協議会サービス部会報告
- 【資料9】 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要
- 【資料10】 介護保険地域密着型サービス運営委員会報告
- 【資料11】 第1回墨田区介護保険事業運営協議会議事要旨

第2回墨田区介護保険事業運営協議会 出席者

氏名	所属	出欠
◎ 和氣 康太	明治学院大学教授	出
○ 鏡 諭	淑徳大学教授	欠
小西 啓文	明治大学教授	出
石川 幹夫	墨田区医師会	欠
松田 浩	本所歯科医師会	出
北總 光生	向島歯科医師会	出
関谷 恒子	墨田区薬剤師会	出
堀田 富士子	東京都リハビリテーション病院	出
鎌形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会	出
栗田 陽	墨田区社会福祉事業団	出
深野 紀幸	墨田区社会福祉協議会	出
丹沢 正伸	墨田区特別養護老人ホーム施設長会	出
○ 安藤 朝規	弁護士（墨田区法律相談員）	出
荘司 康男	墨田区障害者団体連合会	欠
沼田 典之	墨田区老人クラブ連合会	出
北村 嘉津美	町会・自治会	出
及川 栄子	墨田区介護相談員	出
濱田 康子	すみだケアマネージャー連絡会	出
青柳 吉季	墨田区訪問介護事業者連絡会	出
加藤 みさ子	介護保険サービス利用者	出
佐藤 和信	第1号被保険者	出
伊藤 典子	第2号被保険者	出
関口 芳正	墨田区企画経営室長	出
北村 淳子	墨田区保健衛生担当部長	欠
青木 剛	墨田区福祉保健部長	出

◎ 会長 ○ 副会長

事務局出席者	栗林 行雄	介護保険課長
	福田 純子	高齢者福祉課長
	蒲生 貴弘	介護保険課管理・計画担当主査
	大森 和彦	介護保険課認定担当主査
	草薙 京子	介護保険課資格・保険料担当主査
	遠藤 徹	介護保険課給付・事業者指導担当主査
	田中 由明	高齢者福祉課地域支援係長
	中山 裕子	高齢者福祉課地域支援係主査
	石井 一枝	介護保険課管理・計画担当主事
	伊草 孝志	介護保険課管理・計画担当主事

1 開会

(事務局)

第2回墨田区介護保険事業運営協議会を開催する。

議事録作成のため、会議を録音させていただくことについて了承をお願いします。また、本日、傍聴を希望する方がいるので、了承をお願いします。

6月1日付で人事異動があり、行政代表の委員に変更があったので紹介する。企画経営室長の関口委員、福祉保健部長の青木委員である。

－ 新委員の挨拶 －

(会長)

それでは、議事次第に従い、議事を進行する。

2 墨田区高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画 平成26年度事業実績・平成27年度事業計画

－ 事務局から【資料1】【資料2】【資料3】の説明 －

(会長)

質疑に入る前に、6月17日付で墨田区社会福祉事業団から選出の栗田委員が新委員となっているので報告する。

－ 新委員の挨拶 －

(会長)

質問等あればお願いします。

(A委員)

平成26年度の事業実績で、186事業のうち、見直し等必要な事業が4事業あるが、順調に進まなかった背景や理由は何か。27年度もそのまま引き続き入るのか。

(事務局)

4つのうち「コミュニティビジネスへの支援」については、引き続き取り組むところが出てくれば支援していく。「訪問指導」「自立支援型デイサービス事業」については、介護予防・日常生活総合事業の創設に向けて、27年度は事業を展開しており、28年度に向けての準備体制ということで取り組んでいる。「サービス付き高齢者向け住宅の整備」については、国や都において供給促進が図られているため、区の事業は凍結しているところである。

(A委員)

「コミュニティビジネスの支援」については、自発的に出てくるのを待っているということか。積極的に働きかけることはしないのか。

(事務局)

第5期事業計画の中では、資料の説明にもあるように、提供はしているが、実績がなかった。第6期事業計画で計画を見直す際、これまで高齢者の就労機会の拡大という項目に入っていたが、実績がないものを計画に載せるのはどうかという議論になり、削除させてもらったということである。

(A委員)

「サービス付き高齢者向け住宅の整備」については、27年度は、都市型軽費老人ホームや特養の整備に変えるということ

か。

(事務局)

前回の介護保険事業運営協議会サービス部会において、サービス付き高齢者向け住宅を運営する区内事業者の方に集まっていたいただき、話を聞いた。その内容として、今後、墨田区においてどういう形で整備を進めていくのか方向性を探るということもあった。

今年度、「住宅マスタープラン」という区の住宅施策の改定事業があり、その中で高齢者が住む住宅を今後どのようにしていったらよいか、方向性をあらためて模索していこうとしているところである。

(会長)

「住宅マスタープラン」の方で検討しているということか。

(事務局)

これから、区の内部の検討委員会や、その下にある部会で検討が始まるということで、実際の検討はこれからである。

(会長)

昔の高専賃や高優賃をもう一度名前を変えて、サービス付き高齢者向け住宅に変えているが、少なくとも有料老人ホームのように参入規制がないので、特定のところに偏ってしまう。一番条件の良いところ、儲かりそうなところに住宅の事業者が進出して、極端に偏在している。そこに皆行ってしまうので、当該の区は何とかしてくれないかということになる。

皆さん健康ならよいが、介護サービスが必要になってくる。サービス付きだが、全部を見ているわけではないので、外からのサービスが入ってくる。区外から来た人が、費用はともかくとしてサービスをどんどん使っていくので、サービス不足になるのではないかと非常に不安に思っている。東京都や行政に対して、何とかコントロールしてもらえないかということで、各区がその問題に直面している。墨田区の場合、住宅のセクションの方で、そのような問題を検討し始めたという理解でよいか。

(事務局)

検討自体は、住宅部門と福祉部門が総合的に検討していく必要があると考えている。

(会長)

今年度の事業計画としては、例えば福祉部門の方で、お金を出して整備していくとか、そういう考えではないのか。27年度だけみれば、様子を見ているということか。

(事務局)

そうである。

(会長)

認知症のケアがかなり重要なテーマになっていると思うが、いわゆるオレンジカフェとか認知症の方が集まる居場所を作っていこうというのがいろいろな区で始まっていると思うが、墨田区の場合、認知症ケアの推進ということでサポーター養成や介護者教室等やっているが、積極的に居場所を作ろうというのが、これを見る限りなさそうだがどうか。

(事務局)

墨田区では、新オレンジプランにしたがい、認知症の方が集まる場ということで、オレンジカフェも今年から2カ所に増え、実施している。また、各包括支援センターごとにケア・カフェを開催する機会もあり、そういったところで居場所づくり、またそれだけでなく個別の相談などもできるようなしくみを行っている。

- (会長) まだ期間が短い、2カ所の利用状況はどうか。
- (事務局) 昨年度から始めた1カ所については、すでに集まる方が定例的に来ており、賑わっている。相談も少しずつだが、来た時に個別に相談したり、新しい方が口コミで増えていたりしている。もう1カ所については、まだ日数が浅いので、少しずつ参加者が増えている状況だが、運営している事業者がどういう形で展開したら人が集まりやすいかということでやっている段階である。
- (会長) 行方不明者の話が、去年、一昨年あたりマスコミでセンセーショナルに取り上げられたりして、どういうふうに居場所を作るのかが問題となっている。地域で認知症の方をケアすることが非常に大事である。専門のところに入所させればそれで終わりではないので、着実に進めてもらえればと思う。

3 墨田区介護保険事業の現況及び推移(平成24～26年度)

－ 事務局から【資料4】【資料5】の説明 －

- (A委員) 例年、認定審査は受けるが、結果が出てもサービスを受けない方がいると思うが、傾向としてそういった方は少なくなっているか。
- (事務局) 23区の状況について、認定者数とサービスの利用者数を比較し、どの程度利用されているか率を出してみた。23区平均では84.1%という数字が出ているが、墨田区の場合は88.1%で、23区平均を上回るサービス利用率があった。これは、23区の中では上から2番目の利用率となっているので、基本的には認定を受けた方はサービスを利用しているという分析ができる。
- (A委員) 申請を受付ける窓口で、介護サービスを受けるつもりがあるかどうか聞くと思うが、実際に認定を受けたけれども、サービスを使わない方が12%位いるということか。
- (事務局) 第1号被保険者と第2号被保険者では若干違うと思うが、第2号被保険者の若い方は、例えば末期がんのような方は利用する前に亡くなる方もいる。そういう点が、第2号被保険者の利用率が上がらないところかと思う。また、第1号被保険者については、例えば住宅改修だけを利用して、あとは利用しないというような方もいるので、そうすると他のサービスに繋がってこないで、利用率が100%にならないのだと思う。
- (会長) 一時、水際作戦と言って、サービスを利用させないようにできるだけ門を閉ざしてというか、ハードルを高くしてというのがあったが、この数字を見る限りそういったことはなさそうだと言えるだろう。
- (副会長) 22、23ページの介護予防普及啓発事業(一般高齢者)の実績の見方だが、運動教室等のうんどう習慣日について、24年度が11回で38人、25年度が12回で53人、26年度

が12回で49人とあるが、1回あたり何人位参加して、それは増えているのか、いないのか実態はどうなのか教えてほしい。

(事務局) 雨の日等もあるので前後するが、1回あたり30～50の方が、月1回の教室なので、長く続けて来られるような形になっている。

(副会長) それは、本来運動してもらいたい人数に対して多いのか、少ないのか、また、事業として成功とみているのか、まだまだ不十分とみているのか。

(事務局) 種類の違った事業をいろいろな地域で行っているので、この事業に関しては、ある地域の方々が長く来られるような形をとっている。こういった事業が今後も必要だと思っているので、総合事業で計画していく予定である。

(副会長) 具体的に、普及啓発事業を拡大する方法を何か考えているか。区として、この辺が不十分だというような分析ができているのか。介護を予防する人たちを増やさないといけないというのが国の方針だと思うが、これで十分なのかを知りたい。

(B委員) 私は、地域プラザの運営に関わっているが、そこでいろいろな体操教室のようなものを行っている。区主催のものもあれば、館主催のものもあるが、区主催のものは抽選で人数が絞られるくらい人気がある。館主催のものも、部屋でやっている体操なので、広さの制限があり、1つは待ってもらっている状態である。やりたい人は、すごく多い印象がある。

(副会長) そうであれば、機会をもっと増やせばよいのではないか。抽選などせず、希望者は全員できるようなシステムを考えられないか。

(C委員) パワートレーニングも続けてやりたい方がいる。抽選はどうなのかと思うが、無条件で抽選をしないと、同じ方がずっと継続してやられることになる。人数が限定されているところがどうなのかと思う。

(事務局) 一般介護予防の普及啓発事業であるので、なるべくいろいろな方が広く体験してもらうことを目的としている。そのため、この事業に関しては、募集をして、なるべく初回限定の方に体験してもらい、終わった時に自主グループを起ち上げないかという形で声かけをして、介護予防サポーター等を養成し、そういった人材を活用した自主グループの支援に力を入れているところである。総合事業に関してもその方向で、体験した後に継続できる場を支援していこうという考えである。

(D委員) 今話が出た介護予防サポーターの一員である。11名卒業した中の1名だが、皆やる気を持ってそれぞれの場所に配属され、1年目なので補佐という形だがやっている。自分もみどりコミュニティセンターでやっているが、皆さん意欲的で、長く続けている方もいる。また、そこから新しい別のチームを作ってやっていくことを目指して一生懸命やっている。第1・第3金曜日を楽しみにしていると本人たちも言っているし、雨が降っても、寒い時でも、指導者より早く来て一生懸命やってくれ

る。携わってみて、皆さんのパワーがすごいなと思った。

ただ、南の方は教室が少なく、サポーターが11名いるうち、南は自分1人である。もう少し南にもそういう場を作ってほしいと思う。

(事務局) 区としては、そういった場をどんどん増やしてほしいという声も聞いているので、そのような考えを持っていきたいと思う。また、それに関わる人材の育成についても、増えてきているので、通いの場のような場づくりについても支援していきたいと思う。

(E委員) 23ページの口腔ケア講習会は、25年度が44名、26年度が104名で、他の事業と比べて随分少ない。歯科医師会としても行政側といろいろ話をさせてもらっているが、この数字を増やすよういっしょに検討させてもらいたいと思うので、よろしく願います。

(F委員) 口腔ケアについて、80歳で2080運動というのをやっているが、80歳で20本自分の歯を持っている人は表彰されると聞いたがどうなのか。

(E委員) それは区の事業ではなく、歯科医師会の方でやらせてもらっている事業である。保健計画課とは話をさせていただいて、区の事業として取り上げてもらうよう交渉中である。

(F委員) 介護保険料については、高齢者が増えていくし、ますます上がっていくと思うが、区ではどのような見通しでやっているのか。

(G委員) 介護保険に係る経費については、半分を公費、残りの半分を被保険者の保険料で賄っている。基本は半分半分だが、国の方もこの間の社会保障制度の見直しの中で、介護保険料が右肩上がりでも上昇していることを検討しており、今年度初めて、公費を使った形で保険給付の一部負担に踏み出したところである。墨田区においても、その制度に先立ち、いろいろとやり繰りをして保険料を据え置かせてもらっている。併せて低所得者の方を中心に、支出が抑えられるような形で公費を投入しているところである。引き続き国の方でも、こういった検討を続けているので、墨田区でもその動きに注目して対応に繋げていければと考えている。

(F委員) 介護認定で、要支援者が区の事業の方に移転されると聞いているが、そうなるのか。

(事務局) 資料6で説明する予定だが、まず要支援者向け事業ということで、介護給付として今まで介護保険制度の中でやっていたものを、区の事業という形で介護予防・日常生活支援総合事業として、墨田区では28年度から立ち上げて事業を展開していくということで準備を進めているところである。それについては、後ほど説明する。

(会長) 高齢化が進んでいくので、右肩上がりになるのは仕方がないが、国も総合事業を作ったり、何とか抑える方向で進めているが、やはり将来的には1万円くらい、今の倍近い保険料になるのではないかとされている。私を知る限り、保険でやっ

る限り、抜本的な対策はあり得ない。かなりのパーセントで公費を投入するというのであれば別だが、今の制度を維持したまま保険料を安くするというのはあり得ないと思う。今、借金が国と地方を合わせて1千兆円を超えるというふうになっている。増加の大きな原因は、社会保障費の給付の増大だと言われている。これは間違いない。その中で介護保険も原因の1つであるから、これから10年とか15年先、2025年位の高齢化がピークに達する時に、どういうふうに制度設計するのか正念場になると思う。どこかで保険料を払えない人が出てくる。この時に制度自体が崩壊するのではないかという危惧がある。基本設計は国が決められているので、区だけでどうするという事はできないが、皆で見守っていかなければいけないと思う。

1つだけ聞きたいが、25ページの介護給付適正化事業について、どれ位おかしいのではないかとということで連絡があるか。

(事務局) 現状ではほとんどない状況である。かつては、こんなサービスは使っていないのに載っているということがあったが、最近はそのようなことはない。書いてあるサービスがよくわからないといった問い合わせは何件かあるが、不正請求に繋がるようなものはない。

(A委員) 同じ25ページの包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の中で、虐待の対応件数がこの3年間で伸びているが、内容的に難しいケースが増えているということはないか。また、いろいろな介護者向けの介護者教室をやっているが、そういったところで重い内容にならずに済んでいるのか、その辺のところはどうか。

(事務局) 実際に利用件数は増えており、研修効果で通報されるケースが増えている。これはちょっとどうなのかと連絡があって、対応に行っている状況である。ほとんど大変なことに至るものではないが、研修効果で皆さんがそういう認識になったということとはとても大きな事だと思っている。数値的な把握は難しいが、結果的に未然に防がれているのだと思う。

4 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

－ 事務局から【資料6】の説明 －

(H委員) 先ほど説明があった資料4の25ページに記載されている(2)高齢者支援総合センターの事業内容ア、イ、ウについては、大綱(案)の基本方針(5)の中で引き続き行うという理解でよいか。

(事務局) 言われたとおりである。もう一つ大きな柱としては、ケアマネジメントというのが大変重要かと思う。基本的には、高齢者支援総合センターが中心となって進めていくことになる。それについては検討中であるが、出来上がったらお示しする。

- (I 委員) 3の一般介護予防事業の対象者について、第1号被保険者のすべての方というのはわかるが、その支援のための活動に関わる方も対象ということか。
- (事務局) 総合事業では、一般の介護予防事業の対象者に関しては、第1号被保険者の方、すべての高齢者がひとくくりとなっている。先ほども担い手ということで、サポーターの活躍を求めていくと話があったが、特にその支援に関わる方もその対象に含むというように国のガイドラインに書いてあり、墨田区でもその方向で取り組むということである。
- (I 委員) 具体的に担い手というのはどういう方か。
- (事務局) 具体的には、介護予防サポーターの他に、住民主体の通いの場等を運営していこうという方が、手挙げをしてもらえればと考えている。その対象者としては65歳以上とは決めていないということである。
- (A 委員) 4の訪問型サービスの概要と5の通所型サービスの概要のところで、Cのサービスで訪問型は1～2事業者を予定、通所型は11事業者を予定となっているが、今の話ですべての第1号被保険者の数を考えた時にかかなりの人数かと思うが、それに対して1～2事業者で間に合う、11事業者で間に合うとの想定で考えていると解釈してよいか。
- (事務局) 専門職の方たちが何人かチームの形で訪問することを考えている。需要がどれくらい出てくるかということもあるので、28年度については、モデルで実施させていただいて、状況を掴んだうえで、1～2事業者では難しいということであれば、他も検討していきたいと考えている。
- (会長) この場合は、需要が供給を決定するのではなくて、供給が需要を決定している。需要が本当のニーズなのかどうかは、やってみないとわからないところがある。意外と足りてしまうかもしれない。先ほどパワートレーニングは人気があって行列ができていたという話があったが、もしかすると行列ができるかもしれない。モデルとしてやってみて、どんな状況か見ながら決めていくということだろう。
- (J 委員) 4の訪問型サービスの概要で、プランニングは高齢者支援総合センターになるかと思うが、現行の訪問介護相当の67事業所を利用するか、訪問型サービスBを利用するか、その基準はどのように判断するのか。また、訪問型サービスBを利用するにあたって、ハートライン21であれば、ある程度研修はされていると思うが、シルバー人材センターを利用する場合には、シルバー人材センターで研修を行った方々がヘルパーとして訪問するのか伺いたい。
- (事務局) 介護認定を受けるのか、基本チェックリストに流れるかという話かと思うが、1つには明らかに介護認定が必要な場合というものがあると思うが、例えば訪問看護を受けたいとか、住宅改修サービスを受けたいとか、そういう方については、介護認定を受けていただく必要があると思う。したがって、介護予防の予防給付サービスを希望する方については、介護認定を受けて

いただくことになると思う。一方で、生活上の必要なもの、掃除、調理、買い物など少し手が足りなくてできないということで、身体介護を含まないものであれば、基本チェックリストを受けてもらい、住民主体による支援サービスでやっていただくのがよいと思う。ただ、これも1回きりでそれ以降変更できないというのではなくて、実際のサービスを使ってみて、変えたいというのであれば、変えていくことも必要かと思っている。

(事務局) 2つ目の質問だが、社会福祉協議会、ハートライン21の方々、シルバー人材センターでヘルパー、家事援助の登録をされている方々に対しては、この事業に関わるということで、研修を行って、事業にあたってもらうことにしている。

(副会長) 4の訪問型サービスの概要の訪問型サービスB、訪問型サービスCの振り分けについてはどうやって決めるのか。

(事務局) 区民の方から相談という形で、区役所の窓口なり、高齢者支援総合センターの窓口なりに来て、どういうサービスを使いたいのかまず相談に応じる。その内容により、本人が希望するサービスを使えるよう割り振りをするようになる。

(副会長) そういうことに関しては周知が必要だと思うが、一般的な区の広報でお知らせするとか、一定のターゲットを絞って案内を出すとか、どういう形で行うのか決まっているか。

(事務局) 基本的にはサービスを使いたい方の申請に基づいて、サービスをスタートさせることになる。申請主義である。

(副会長) 申請するためには情報がわかっていないと、申請しないのではないかという懸念があるがどうか。

(事務局) 介護サービスについては、区民への周知が重要になってくるので、区のお知らせであるとか、秋に介護フェアをやらせていただく。また、総合事業の実施にあたっては、区民向けの説明会を秋に予定している。様々な区民への周知を展開させていただいて、サービスを利用する人が利用しやすい形でのPRに努めていきたいと考えている。

(会長) 専門職の方たちのサポート体制、もちろん区役所の窓口もそうだが、包括支援センター等で相談した時に、特に導入当初、こういうサービスもあるということを混乱のないように専門職の方たちが対応していくことも大事だと思う。

(事務局) 定期的に事業者連絡会という形で、区に集まっていたいただいて、情報交換をさせてもらっているが、そのような機会を通じて介護事業者の方々に周知を図っていこうと考えている。

(会長) 社会福祉協議会がハートライン21をやっているが、従来、このサービスを利用する利用会員、協力会員という形でやられていたところに、この制度が入ってきて、訪問型サービスBの供給主体の1つになった場合、社会福祉協議会は大丈夫なのか不安な面があるがどうか。

(事務局) 現在、社会福祉協議会とシルバー人材センターの両者と、実施するにあたって、需要に対して対応できるか話し合っている。会員を増やしたり、質の高いサービスの提供ができるよう

研修を行っている。ハートライン21の登録も徐々に伸びていて、シルバー人材センターもたくさんの方が登録していただき、このサービスに対応できるようにということで、従来の登録とは別の事業を起ち上げてやっているところである。

(会長)

社会福祉協議会の協力会員というのはなかなか伸びない。導入当初は右肩上がりだったが、ある程度飽和状態だと思う。なかなか難しいと思うが、頑張ってもらいたい。

5 (仮称)介護の日記念行事

－ 事務局から【資料7】の説明 －

(B委員)

周知方法のたんぼぼについて伺いたい。内容が完備されていてよいと思うが、何か変わるときに、内容が変わって出るのか。民生委員をしているが、詳細に全部に目を通すわけではないので、28年度から大きく変わると思うが、制度が変わったときに、内容も変わるという理解でよいか。それとも毎回同じものが配布されるのか。

(事務局)

たんぼぼについては、第6期介護保険事業計画が今年度から変わっており、また介護保険法が大幅に変わっているため、法改正に合わせた形と第6期事業計画を踏まえた形で全面見直しを行っている。今、校正の途中で、秋には配布できる状況になっている。介護の日記念行事については、たんぼぼの中に刷り込むというより、冊子といっしょにペーパーを入れて配布したいと考えている。

(B委員)

違っていいのかわかるように、表紙の色だけでも良いので、変えてもらえるようお願いしたい。

(事務局)

今年新たに有料広告を掲載するというので、全面的な見直しを行っている最中で、表紙についても変えようかと思っている。

(副会長)

男性介護者教室とは何のことか。また、前回参加団体に消費者センターが入っているが、高齢者が引っかけやすい被害等についても、企画してはどうか。

(事務局)

男性介護者教室については、現在、男性介護者の介護の仕方や悩み等について、区の方でもバックアップしていきたいということで、包括支援センターを通じて介護者教室を展開している。実施するのが日中なので、例えば休みの日とか、あるいは夜の時間帯とか、仕事をしながら介護をしている方たちにPRする場がないので、こういったところで併せて紹介させてもらいながら、男性介護者教室のPRと介護のポイントなども紹介できるように入れさせてもらっている。カフェ形式でやれたらと考えている。

(事務局)

例年、消費者センターとは連携して、パネル展示で情報を掲示してもらったり、前回は、消費者相談のような窓口を設置してもらったりしている。今年も同じような形で協力したいとの

(会長) 意向をもらっているのです、その方向で進めたいと考えている。
こういう機会を通じて、区民の方に介護について知ってもら
うのも重要なことだと思う。できるだけよい企画にしてもらえ
るようお願いする。

6 報告事項

(1) 第1回介護保険事業運営協議会サービス部会の報告

－ 安藤副会長から【資料8】【資料9】の説明 －

(2) 第1回介護保険地域密着型サービス運営委員会報告

－ 丹沢委員から【資料10】の説明 －

(E委員) 前に戻るが、資料7について、現在、向島歯科医師会、本所
歯科医師会ではこの話は聞いていないということだったが、今
回は参加しなくてよいのか。

(事務局) 今、先行的に介護事業者だけに意向調査をしたり、前回協力
いただいたところに調査したりしている。順を追ってやってい
るので、今後、歯科医師会には協力依頼させていただきたいと
思っている。

(E委員) そういうことであれば、早めに連絡してもらいたい。

(K委員) 向島歯科医師会だが、前回参加団体の中に歯科医師会と明記
されているが、参加した記憶がない。

(事務局) 前は、資料を事務局の方で貼ってもらい、パネル展示して
いただいたと思う。

(K委員) 後で教えてほしい。

(会長) 最後に、部長が変わられたので、挨拶を兼ねてコメントがあ
ればお願いします。

(G委員) 多くの建設的な意見、また質問等をいただき感謝する。国
の方では介護保険法の一部改正があり、8月から介護保険サー
ビスの自己負担割合が、一部の方について負担増となる。国の話
では、全体のうち高収入の方の上位20%程度の方を対象にし
ているということで、8月1日の利用からと聞いている。

日本の少子高齢化が進展する中、介護保険についても多様な
ニーズが求められている一方で、こうした形で事業の制度が大
きなうねりとともに変わってきている状況である。そうした中
で、墨田区としても高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画を
基に施策を進めていきたいと思っているが、協議会の皆さんの
貴重な意見をいただきながら、施策に反映させるよう取り組ん
でいきたいと思うので、これからも引き続きよろしくお願
いする。

7. 閉会